

申請手続き方法

1 三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金交付申請について

除却工事及び耐震建替え工事の補助金交付申請者は、工事着手する前に必ず申請を行ってください。（※添付書類を揃えてから手続きをお願いします。）

1. 1 申請に必要な書類(提出部数:正副計2通)

●三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金交付申請書(要綱様式1号)

<添付書類>

- (1)住民票の写しその他三原市民であることが分かるもの(*注1)
- (2)市税納税証明書(*注1)
- (3)補助対象建築物に係る登記事項証明書
- (4)付近見取図
- (5)配置図を含む新築工事の設計図書(耐震建替え工事に限る。)
- (6)建替え後の住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合することが分かる書類
- (7)除却工事又は耐震建替え工事に要する費用の見積書又はその写し
- (8)評点を記入した「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診票又はその写し

(*注1)・申請書裏の下段にある個人情報目的外利用同意欄に同意した場合は、添付書類(1)(2)の提出が不要です。
・(1)(2)の証明書等を添付する場合、正には原本を添付して下さい。

1. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。
既に工事着手したものと完了したのものについては、申請ができませんのでご注意ください。

問合せ先
〒723-8601
三原市港町三丁目5番1号
三原市都市部建築指導課建築指導係
TEL:(0848)67-6122(直通)
FAX:(0848)64-6057



1. 3 申請後の流れ

- (1)申請された内容を審査し、補助金の交付を決定したときは「三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金交付決定通知書」を交付いたします。
- (2)補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。
除却工事または建替工事が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合は、補助金は支払われませんのでご注意ください。

2 工事契約について

「三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金交付決定通知書」が交付された後に工事契約を交わしてください。

補助金の性質上、これ以前に契約を交わすことはできません。

3 三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業着手届出書について

補助金交付決定通知書を受理した後、工事着手したときは遅滞なく着手届出書を提出してください。

3.1 提出に必要な書類(提出部数:1通)

●三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業着手届出書(要綱様式第4号)

<添付書類>

- (1) 工事の施工に係る契約書の写し(※契約は三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金交付決定通知よりも後に行ってください。)

3.2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

4 計画の変更をする場合について

除却工事または建替工事に係る内容に変更が生じた場合は、変更に係る工事に着手する前に必ず変更承認申請を行ってください。

4.1 申請に必要な書類(提出部数:正副計2通)

●三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業変更承認申請書(要綱様式第5号)

<添付書類>

- ・当初申請した関係書類のうち、変更にあたり修正する書類

4.2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

4.3 申請後の流れ

申請された内容を審査し、計画の変更を承認したときは「三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業変更承認通知書」を交付いたします。この通知書を受理してから、除却工事または建替工事の施行に着手して下さい。

5 事業の中止について

事情により事業を中止する場合は、中止承認申請を行ってください。

5.1 申請に必要な書類(提出部数:1通)

●三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業中止届出書(要綱様式第7号)

5.2 申請の方法

必要書類を作成の上、三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

6 工事完了実績報告について

工事が完了したら期限内にすみやかに完了実績報告書を提出してください。

6.1 報告に必要な書類(提出部数:正副計2通)

●三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業実績報告書(要綱様式第8号)

<添付書類>

- (1) 補助対象工事の着手前・工事中・完了時の工事写真
- (2) 補助対象工事に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し
- (3) 補助対象工事が除却工事の場合、耐震性を有する住宅に移転したことが分かるもの(移転先の住民票の写し又はその他市長が認めるもの)
- (4) 補助対象工事が建替え工事の場合、新築工事に係る住宅の検査済証の写し

6.2 報告の方法

必要書類を作成の上、当該事業完了後30日以内かつ交付決定を受けた日の属する会計年度の1月末までに三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。また、除却工事及び建替工事が計画どおり適正に行われていることを確認するために、工事の完了時に検査を行います。なお、検査日時については、係担当者調整してください。

6.3 報告後の流れ

- (1) 報告された内容を審査し、要綱等に適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは「三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金額確定通知書」を交付いたします。
- (2) 現地検査等の結果、補正の指示があり、所要の補正が完了したときは、補正箇所の補正前及び補正後の写真等、補正内容が確認できるものを添付して報告してください。

7 補助金の請求について

補助金確定通知書の交付後、補助金交付請求書を提出してください。

7.1 請求に必要な書類(提出部数:1通)

●三原市木造住宅除却・耐震建替え促進事業補助金交付請求書(要綱様式第10号)

7.2 請求の方法

三原市都市部建築指導課建築指導係まで提出してください。

7.3 請求後の流れ

所要の事務処理後、一月以内に指定の口座に補助金が振り込まれます。

